

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和4年(2022年)11月14日作成)

[所管： 都市計画推進部 都市計画課]

[illegible]

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		屋外広告物の許可
根拠法令及び条項		豊中市屋外広告物条例第 1 3 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
審 査 基 準	関係条項	豊中市屋外広告物条例施行規則第 1 1 条、別表第 3
	基 準	第 1 1 条 条例第 1 3 条第 4 項の許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第 3 のとおりとする。 (1) 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 (2) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域の区域内においては、光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。 2 市長は、条例第 1 3 条第 1 項の許可（条例第 1 0 条第 2 項の広告物又は掲出物件に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の意見を聴くものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 3 月 1 日設定（平成 27 年 3 月 25 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 処分期間 14 日（都市計画推進部 都市計画課）
	設定等年月日	平成 24 年 3 月 1 日設定（平成 27 年 3 月 25 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		風致の許可
根拠法令及び条項		豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課
審 査 基 準	関係条項	豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 4 条
	基 準	第 4 条 市長は、第 2 条第 1 項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。 (1) 建築物等の新築については、次に該当するものであること。 ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。） (ア) 当該建築物の高さが 15 メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。 (イ) 当該建築物の建ぺい率が 10 分の 4 以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 (ウ) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあっては 1.8 メートル、その他の部分である場合にあっては 1 メートル以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 (エ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 (オ) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該建築物の敷地面積に対する割合が、別表に掲げる割合以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 ウ 仮設の建築物等 (ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (イ) 当該建築物等の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 エ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模

		が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (2) 建築物等の改築については、次に該当するものであること。 ア 建築物にあっては、当該改築後の建築物の高さが15メートル以下であること。ただし、改築前の建築物の高さが15メートルを超えている場合においては、当該改築前の建築物の高さを超えないこと。 イ 建築物にあっては当該改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 (3) 建築物等の増築については、次に該当するものであること。 ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。） (ア) 当該増築部分の高さが15メートル以下であること。第1号ア（ア）ただし書の規定は、この場合について準用する。 (イ) 当該増築後の建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。第1号ア（イ）ただし書の規定は、この場合について準用する。 (ウ) 当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあつては1.8メートル、その他の部分である場合にあつては1メートル以上であること。第1号ア（ウ）ただし書の規定は、この場合について準用する。 (エ) 当該増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）については、当該増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 ウ 仮設の建築物等 (ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (イ) 当該増築後の建築物等の規模及び形態が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 エ 地下に設ける建築物等については、当該増築後の建築物等の位置及び規模が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (4) 建築物等の移転については、次に該当するものであること。 ア 建築物にあっては、当該移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあつては1.8メートル、その他の部分であ
--	--	---

		る場合にあつては1メートル以上であること。第1号ア（ウ）ただし書の規定は、この場合について準用する。 イ 当該移転後の建築物等の位置が、当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 (5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 (6) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。 ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表に掲げる割合以上であること。第1号ア（オ）ただし書の規定は、この場合について準用する。 イ 当該宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ウ 面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、ア及びイに該当するものであるほか、高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないものであること。 エ 面積が1ヘクタール以下の宅地の造成等で高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあつては、ア及びイに該当するものであるほか、適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 (7) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。 ア 適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うものであること等により当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 イ 当該水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (8) 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、当該木竹の伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものであること。 (9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天堀りでなく（必要な埋めもどし又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないものであること。 (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障
--	--	--

		を及ぼすおそれが少ないこと。 2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。 3 昭和45年6月14日前に新築された建築物（地下に設ける建築物を除く。）の建替えのために行う建築物の新築のうち次の各号のいずれにも該当するものであって、第1項第1号ア（イ）、（ウ）及び（オ）の基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの基準は、適用しない。 (1) 当該建築物の敷地の面積が100平方メートル以下であること。 (2) 当該建替え前の建築物及び当該建替え後の建築物が住宅の用途に供するものであること。 (3) 当該建替え後の建築物の建ぺい率が、当該建替え前の建築物の建ぺい率を超えないものであること。 (4) 当該建替え前の建築物に居住する者が当該建替え後の建築物に引き続き居住するために行うものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（平成24年3月30日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30 日 （注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 15 日 （都市計画推進部建築審査課） 処分期間 15 日 （都市計画推進部都市計画課）
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（平成24年3月30日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		景観協定の認可
根拠法令及び条項		景観法 第 83 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
審 査 基 準	関係条項	景観法 第 81 条、第 84 条、第 88 条、第 90 条、条例規則第 25 条
	基 準	景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。 一 申請手続が法令に違反しないこと。 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 三 第八十一条第二項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。 3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定 (平成 27 年 6 月 26 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 45 日 (注：休日は含まない)
	内 訳	経由期間 日 処分期間 45 日 (都市計画推進部都市計画課)
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定 (平成 27 年 6 月 26 日変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		景観協定の変更の認可
根拠法令及び条項		景観法 第 84 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
審 査 基 準	関係条項	景観法 第 83 条、第 88 条、第 90 条、条例規則第 26 条
	基 準	景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定 （平成 27 年 6 月 26 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 45 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 45 日 （都市計画推進部都市計画課）
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定 （平成 27 年 6 月 26 日変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		景観協定の廃止の認可
根拠法令及び条項		景観法 第 88 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
審 査 基 準	関係条項	景観法 第 81 条、第 83 条、第 84 条、第 90 条、条例規則第 28 条
	基 準	景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定 （平成 27 年 6 月 26 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 45 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 45 日 （都市計画推進部都市計画課）
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定 （平成 27 年 6 月 26 日変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一の所有者による景観協定の認定
根拠法令及び条項		景観法 第 90 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課
審 査 基 準	関係条項	景観法 第 83 条、第 84 条、第 88 条
	基 準	景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。 3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。 4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定（平成 27 年 6 月 26 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 45 日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 処分期間 45 日（都市計画推進部都市計画課）
	設定等年月日	平成 16 年(2004 年)5 月 28 日設定（平成 27 年 6 月 26 日変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		景観形成協定の認定
根拠法令及び条項		豊中市都市景観条例 第 30 条 1 項、2 項、3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
審 査 基 準	関係条項	豊中市都市景観条例 第 29 条 豊中市都市景観条例施行規則 第 29 条～第 35 条
	基 準	前条第 1 項の協定を締結した者は、市規則で定める事項を記載した協定書を作成し、市長に当該協定の認定を求めることができる。 2 市長は、前項の協定書を審査し、その内容が当該区域の都市景観の形成に有効であり、かつ、当該区域の住民及び利害関係人の多数に支持されていると認めたときは、景観形成協定として認定することができる。 3 前項の認定を受けた者が、景観形成協定の内容を変更し、又は廃止したときは、市長に届け出なければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)3 月 31 日設定（平成 28 年 9 月 30 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 75 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 30 日（都市景観・屋外広告物審議会） 処分期間 45 日（都市計画推進部都市計画課）
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)3 月 31 日設定（平成 26 年 9 月 26 日変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生産緑地地区内行為の許可
根拠法令及び条項		生産緑地法 第 8 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課
審 査 基 準	関係条項	生産緑地法 第 8 条第 2 項、生産緑地法施行令 第 5 条、 生産緑地法施行規則 第 2 条
	基 準	（生産緑地法 第 8 条第 2 項） 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。 一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの イ 農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する施設 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設 二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める施設 （生産緑地法施行令 第 5 条） 法第八条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。 一 農作業の講習の用に供する施設 二 管理事務所その他の管理施設 （生産緑地法施行規則 第 2 条） 法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

		一 当該生産緑地地区の区域内の土地から当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地を除いた面積が五百平方メートル以上であること。ただし、法第三条第二項の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模以上であること。 二 当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地の面積の合計が当該生産緑地地区の面積の十分の二以下であること。 三 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき第三条に定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。)が設置及び管理を行う施設であること。 四 法第八条第二項第二号イに掲げる施設にあつては、地域内農産物等(前号の従事者が生産する農産物等(農産物、林産物又は水産物をいう。以下この号において同じ。))又は当該農産物等及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは都市計画区域内において生産される農産物等をいう。以下この条において同じ。)を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設であること。 五 法第八条第二項第二号ロに掲げる施設にあつては、主として、地域内農産物等又は地域内農産物等を主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設であること。 六 法第八条第二項第二号ハに掲げる施設にあつては、多数人に対して、地域内農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設であること。
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 49 年(1974 年)6 月 1 日設定 (平成 29 年 5 月 12 日最終変更)
標準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 21 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 () 処分期間 21 日 (都市計画推進部都市計画課)
	設定等年月日	平成 29 年 5 月 12 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定生産緑地の指定
根拠法令及び条項		生産緑地法 第 10 条の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課
審 査 基 準	関係条項	豊中市特定生産緑地の指定に関する事務処理要領 第 3 条
	基 準	（豊中市特定生産緑地の指定に関する事務処理要領 第 3 条） 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する特定生産緑地に指定できる生産緑地の要件は、現に農業の用として適正に管理された農地であり、今後継続的に適正管理が見込まれるものであることとする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 2 年（2020 年）3 月 6 日設定
	標準処理期間	総日数 45 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ ） 処分期間 45 日 （都市計画推進部都市計画課）
	設定等年月日	令和 2 年（2020 年）3 月 6 日設定
	備考	